

各都道府県・市区町村空き家対策担当部局 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課

## 空家等の所有者等の把握を目的とした「空家等対策の推進に関する特別措置法」

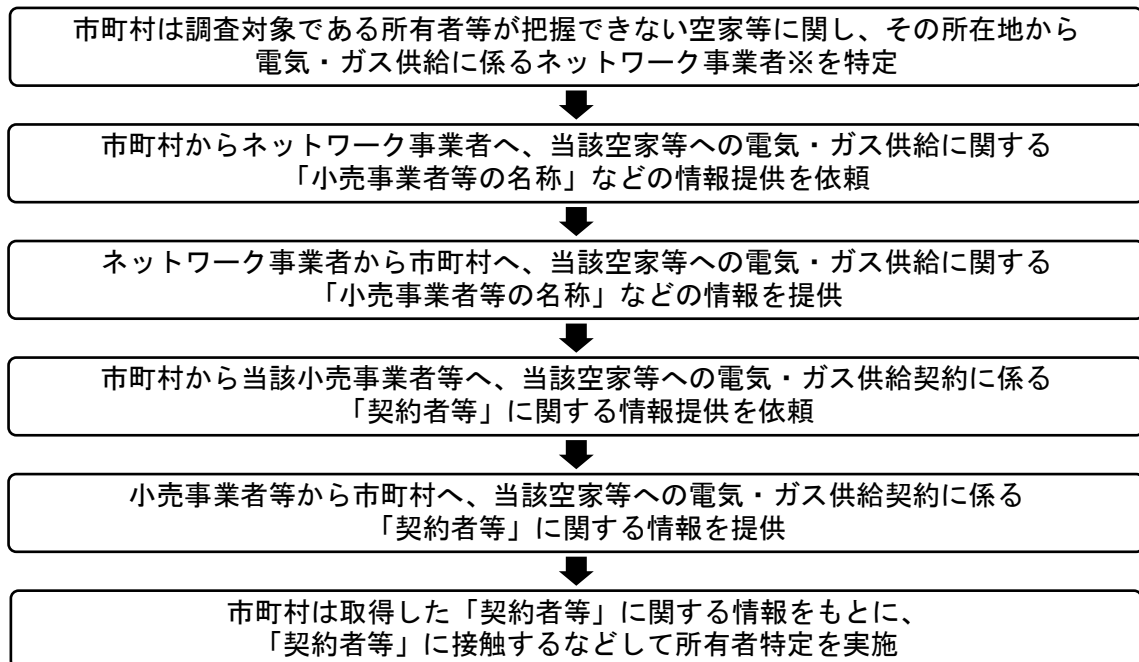
## 第10条第3項に基づく電気・ガス供給事業者への情報提供の求めについて

第211回国会において、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）が成立し、本日施行されました。同法による改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）では、第10条第3項において、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる対象として「空家等に工作物を設置している者」を規定し、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が空家等に工作物を設置している電気・ガス供給事業者等に対して情報提供を求めることができることを明確化致しました。

これを踏まえ、市町村長が法第10条第3項に基づき、電気・ガス供給事業者への情報提供を求める際の方法等について下記のとおりお知らせ致します。なお、この点については資源エネルギー庁とも協議済みであり、資源エネルギー庁から電気・ガス供給事業者へ本件に関する周知がなされることを申し添えます。

## 記

## 1. 電気・ガス供給事業者への情報提供の求めの流れ



※ネットワーク事業者とは、電気については「一般送配電事業者」、ガスについては「一般ガス導管事業者」を指します。

## 2. 依頼先

### (1) 電気

①調査対象の所在地を供給区域とする一般送配電事業者※

※供給区域については各一般送配電事業者のHPにてご確認ください。

②一般送配電事業者から回答を得た電気小売事業者等

### (2) ガス

①調査対象の所在地を供給区域とする一般ガス導管事業者※

※供給区域については各一般ガス導管事業者のHPにてご確認ください。

②一般ガス導管事業者から回答を得たガス小売事業者等

## 3. 依頼方法

郵送にて情報提供依頼書(※)を送付

※1：市町村から一般送配電事業者又は一般ガス導管事業者への依頼

添付資料①をご利用ください。

※2：市町村から電気又はガス小売事業者等への依頼

添付資料②をご利用ください。

## 4. その他(依頼の流れや留意点等)

添付資料③をご確認ください。

## 5. 問い合わせ先

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 TEL：03-5253-8502(直通)

## 6. <参考>添付資料

①情報提供依頼書(一般送配電事業者又は一般ガス導管事業者)

②情報提供依頼書(電気・ガス小売事業者等)

③補足資料

以上